

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十一年一月十一日から同年五月十三日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ビエラ奈良
所在地 奈良市三条本町一番一号ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 ジェイアル西日本不動産開発株式会社

住所 兵庫県尼崎市潮江一丁目一番六〇号

代表者 近藤 隆士

（変更後） 名称 JR西日本不動産開発株式会社
住所 大阪府北区中之島二丁目二番七号

代表者 柴田 信

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 届出書別紙（変更前）のとおり
（変更後） 届出書別紙（変更後）のとおり

三 変更年月日

二の1 平成三十年七月十七日

二の2 平成二十六年六月二十四日

四 届出年月日

平成三十年十一月二十二日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十一年一月十一日から同年五月十三日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号（奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで